

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人兩名の弁護士小田成就の上告趣意第一点、第二点、第四点中判例違反をいう点は、所論引用の大審院判例は本件に適切であるとは認められないから、その前提を欠くものであり、その余は単なる法令違反の主張であり、同第三点は、事実誤認、単なる法令違反の主張を出でないものであつて、すべて、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。

そして、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によれば、原判決が被告人兩名の判示所為を所論のように形式的に軽くノックしたに止るといふ程度のものであつたとはとうてい認められない旨認定したのを首肯することができるから、これを刑法二〇八条に該当する暴行であるとした判断もこれを正当として是認せざるを得ない。その他原判決が殴打のような暴行行為はたとえ教育上必要な懲戒行為としてでも犯罪の成立上違法性を阻却せしめるとは解されないとしたこと、並びに、所論学校教育法一一条違反行為が他面において刑罰法規に触れることあるものとしたことは、いずれも、正当として是認することができるから、本件起訴が果たして妥当であるか否かは格別被告人兩名の本件行為をもつて刑罰法令の対象とならないものということとはできない。それ故、本件につき刑訴四一一条一、三号を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三三年四月三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野	毅
裁判官	斎	藤	悠 輔

裁判官 入 江 俊 郎